

平成 29 年 1 月 13 日

(公社)日本認知症グループホーム協会福岡県支部会員各位  
福岡県内グループホーム管理者各位

(公社)日本認知症グループホーム協会  
福岡県支部長 加野 豊子

## 平成 28 年度 2 月研修会の開催について（ご案内）

拝啓 初春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、当協会福岡県支部では、大阪府支部から講師をお迎えしての講演会を開催いたします。下記に示しておりますように、夜間支援体制加算の取り方等を中心として、グループホーム経営に関する有益な内容をわかりやすくご教示いただけることと存じます。

講演後には質疑応答の時間もございます。お忙しい中とは存じますが、多くの方にご参加いただき、施設運営の一助になればと思っております。 敬具

### 講 師

中垣内 吉信氏

特定非営利活動法人ヒューマンワークス 理事長

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 大阪府支部 副支部長

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 元理事

同上協会 監事（平成 27 年 6 月～現在）

### 演 題

**『介護給付費減額に対抗して、取れる加算は、何でも取ろう！！』**

**～夜間支援体制加算は、シフトの工夫で簡単に算定できる～**

あなたの法人では、グループホームを何箇所で開催していますか？

もし 1 事業所（1 ユニット 9 人でも、2 ユニット 18 人でも）であれば、1 年間で 160 万円、2 事業所であれば年間 320 万円、3 事業所であれば 480 万円を損しています。

あなたの法人が、正職員であろうとパート職員であろうと、GHの法定の人員基準より、少しでも多めに人員配置しているのなら、ちょっとしたシフトの工夫でこの加算は取れます！

介護保険法の平成 27 年改定前の「夜間ケア加算」の算定は全事業所の 3.5%しか取っていない。27 年改定で「夜間支援体制加算」の基準が緩和されても、わずかな事業所しか算定していないのは、介護保険法や指定基準について、あまりにも知らな過ぎるのかもしれない。

眉唾だと思いの方は、これからもずっと損をします。そのうえ、介護給付費は処遇改善加算にまで反映しているから、職員も損をします。

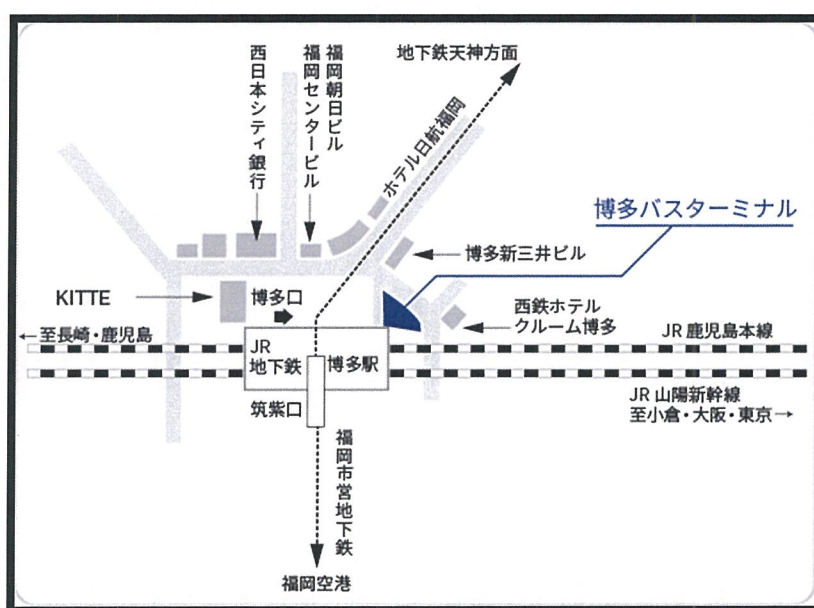
公益社団法人日本認知症グループホーム協会会員以外の方には、今回初めて講演する内容です。グループホーム協会では、このような事業経営者向けの勉強会を全国で実施しています。

### 1. 日 時

平成 29 年 2 月 23 日 (木)	14:00	受付開始
	14:30~16:00	講演会
	16:00~16:30	質疑応答

### 2. 会 場

博多バスターミナル9階 第14ホール ※博多口より出て右側のビル  
( 福岡県福岡市博多区博多駅中央街2-1 )



### 3. 参加費

会 員： 無料  
非会員： 2,000円 (1事業所につき何名参加でも)

4. 申込期限 平成29年2月10日（金）

- ① 別紙申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお送りください。
- ② 当日は別紙申込書をお持ちください（受付票とさせていただきます）
- ③ 参加の可否については、定員に達していた場合でご参加をお断りする時のみFAXにてお伝えさせていただきます。

別紙

FAX送信先 0943-72-9513

2月10日までに送信をお願い致します。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会福岡県支部 宛

\*\* 平成28年度2月研修会 参加申込書（会員・非会員用） \*\*

事業所名		会員 ・ 非会員
事業者名		
TEL	FAX	
研修会出席者	職名	

※ 申込みは、1事業所から何名でもお申込みいただけます。

（お問合せ先）

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 福岡県支部

☎0943-72-9512（グループホームひまわり館 : 担当 横山）

または

☎092-944-1355（社会福祉法人豊資会 : 担当 北岡）